

令和7年度 那須烏山市立江川小学校いじめ防止基本方針

はじめに

江川小学校では、児童の尊厳を保持するために、いじめ防止、いじめの早期発見及びいじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進できるよう、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定、「栃木県いじめ防止基本方針」（平成26年4月（改定 平成29年12月）。以下「県基本方針」という。）に基づき、基本方針を定めるものである。

1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

(1) いじめ防止等の対策に関する基本的理念

- ① 本校は、児童一人一人が互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てる教育を重視する。
- ② 本校は、「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という基本的認識に立ち、全校児童が「いじめのない誰もが笑顔で楽しい学校生活」を送ることができるように「未然防止」「早期発見」「事案対処」に取り組む。
- ③ 本校は、すべての児童が、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるよう道徳教育、人権教育の充実に努める。
- ④ 本校は、教職員一人一人が児童の些細な変化を見逃さず、いじめを早期に発見し、組織的に対応するとともに、日頃からいじめが起きにくい環境づくりに取り組む。
- ⑤ 本校は、いじめを生まない環境づくりを進め、児童一人一人がいじめをしない態度・能力を身に付けることができるよう取り組む。
- ⑥ 本校は、すべての児童にとって安全で安心な学校づくり・学級づくりに取り組む。
- ⑦ 本校は、那須烏山市、那須烏山市教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組む。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第21条第1項）

2 学校いじめ対策組織

いじめ未然防止、いじめの早期発見・いじめへの対処を行うために、「学校いじめ対策委員会」を設置する。

(1) 構成メンバー

- ・校長 ・教頭 ・教務主任 ・児童指導主任 ・養護教諭（教育相談担当）
- ・特別支援教育コーディネーター ・学級担任 ・スクールカウンセラー
- ・スクールソーシャルワーカー 等

3 いじめの未然防止

(1) 児童による活動

- ・いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こりうることを踏まえ、いじめに向かわせないために、児童が主体的にいじめ問題について考えたり、議論したりするような活動に取り組む。

(2) いじめを抑止する行動

- ・傍観者とならず、いじめを報告したり、止めさせたりするための行動をとる重要性の理解を深める。

(3) 学業指導の充実

- ① 「学びに向かう集団づくり」に努める。
 - ・帰属意識の高い学級づくり
 - ・規範意識の高い学級づくり
 - ・互いに認め合える学級づくり
- ② 「子供が意欲的に取り組む授業づくり」に努める。
 - ・自信をもたせる授業
 - ・コミュニケーション能力を育む授業
 - ・一人一人の実態に配慮した授業

(4) 互いを認め合える人間関係づくり

- ・集団の一員としての自覚や地震を育む。
- ・道徳教育を充実させ、豊かな情操や道徳心を育む。
- ・多様性を認め、互いの人格を尊重し合える態度を育てる。

4 いじめの早期発見

いじめは、大人の目のつきにくい場所や時間に行われたり、遊びやふざけを装って行われたりすることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかと疑いをもって早い段階から関わりをもち、いじめの可能性を疑い、組織的に取り組んでいく。

(1) 日常の取り組み

- ・日常の観察（「いじめの早期発見のためのチェックリスト」の活用）
- ・気軽に相談しやすい雰囲気づくり
- ・教職員間での情報交換
- ・家庭や地域、関係機関との連携

(2) いじめの把握

- ① 定期的なアンケート調査（毎月月末に実施）
- ② 個人懇談の実施（年2回実施：7月 11月）
- ③ 教育相談体制の整備
 - ・教育相談の定期的実施（年2回）
 - ・スクールカウンセラーやすこやか推進担当（臨床心理士）など学校内外の専門家の活用

(3) 相談機関の周知

- ・学校内外の相談窓口の周知
- ・いじめに悩んだときの相談方法についてのリーフレット等の配付

5 いじめに対する措置

「学校いじめ対策委員会」が中心となり措置を行う。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

- ・いじめにより生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
(いじめ防止対策推進法 第28条第1項第1号)
- ・いじめにより相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
(いじめ防止対策推進法 第28条第1項第2号)

(2) 平時からの備え

- ① いじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行う。
- ② いじめの積極的認知と早期発見を徹底し、いじめを重大化させないように取り組む。
- ③ 校長のリーダーシップの下、学校いじめ対策委員会を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携した対応ができる体制を整える。
- ④ 「学校いじめ対策組織」において会議をした際の記録や児童への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存する。
- ⑤ 市教育委員会と緊密に情報共有を行い、重大事態が発生した場合に迅速に調査を開始できるよう連絡体制を構築する。また、実効的な役割を果たせるよう、学校内外の関係機関との連携体制をつくる。

(3) 重大事態発生時の対応

- ① 直ちに市教育委員会に報告するとともに、所轄警察署等の期間に通報し、適切な援助を求める。
- ② 市教育委員会の指示の下、本校「学校いじめ対策委員会」が中心となり、重大事態に関わる事実関係を明確にするための調査を行う。
- ③ いじめられた児童やその保護者及びいじめた児童やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告も含め、適時・適切な方法により、その説明に努める。
- ④ 学校いじめ対策委員会を中心として、速やかに再発防止策をまとめ、学校組織を挙げて着実に実践する。

※経過報告や再発防止策作成のため、時系列で記録を残しておく。

7 保護者・地域との連携

- ・年度初めに「学校いじめ防止基本方針」について周知する。
(PTA総会・学年懇談会・学校運営協議会等)
- ・いじめ問題について保護者とともに学ぶ機会を設ける。(学年懇談会・PTA研修会等)
- ・学校のホームページや学校だより等を通じて、保護者・地域に「学校いじめ防止基本方針」を周知する。
- ・学校評価や学校運営協議会等を活用するなど、「学校組織としてのいじめ問題への取り組み」の意見をいただき、改善を図る。

8 いじめ防止に関する年間計画・評価改善計画

	組織的対応	未然防止	早期発見	保護者・地域との連携
通年	○児童指導に関する情報交換・共通理解	<ul style="list-style-type: none"> ・学業指導の充実 ・道徳教育の充実 ・体験活動の充実 ・たてわり班活動の充実 ・あいさつ運動 	<ul style="list-style-type: none"> ・こころの健康観察 ・こころのアンケート ・健康観察 ・保健室との連携 ・SC、SSWとの相談・連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校だより ・学年だより ・保健だより ・親子活動 ・HP
4	○いじめ防止基本方針の共通理解 (現職教育)			<ul style="list-style-type: none"> ・入学式 ・PTA総会 ・授業参観 ・学年懇談会 ・学校運営協議会
5	○配慮を要する児童についての共通理解①			<ul style="list-style-type: none"> ・PTA親子緑の活動 ・さつまいもの苗植え ・学校運営協議会
6		<ul style="list-style-type: none"> ・全校レクリエーション ・人権強調週間① 	<ul style="list-style-type: none"> ・校内教育支援委員会 ・教育相談週間 ・教育相談事前アンケート ・Q-U調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA親子緑の活動
7	Q-U活用研修 (現職教育)			<ul style="list-style-type: none"> ・学校公開 ・個人懇談
8 9				<ul style="list-style-type: none"> ・PTA親子緑の活動
10	○配慮を要する児童についての共通理解② ○配慮を要する児童への対応 (SC講話)		<ul style="list-style-type: none"> ・校内教育支援委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・さつまいもほり
11		<ul style="list-style-type: none"> ・全校レクリエーション 	<ul style="list-style-type: none"> ・Q-U調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人懇談 ・学校運営協議会
12		<ul style="list-style-type: none"> ・人権強調週間② 		
1			<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談週間 ・教育相談事前アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・感謝のつどい
2		<ul style="list-style-type: none"> ・人権強調週間③ 		<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会
3	○いじめ防止基本方針の点検・見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・6年生を送る会 		